

議案第32号

内守谷工業団地における都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、内守谷工業団地における都市計画法開発行為の許可等に関する事務を常総市に委託するため、別紙のとおり規約を定め、事務を委託する。

平成27年3月3日 提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
32号	1

守谷市と常総市との内守谷工業団地における都市計画法に基づく事務の委託に関する規約

(事務委託の範囲)

第1条 守谷市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、守谷市の区域に存する内守谷工業団地内の土地に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可等に関する事務（以下「委託事務」という。）を常総市に委託し、常総市はこれを受託するものとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行は、都市計画法の規定を遵守するとともに、常総市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、常総市の負担とする。

(手数料の収入)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、全て常総市の収入とする。

(連絡会議)

第5条 常総市長は、委託事務の管理及び執行について連絡及び調整を図るため、必要の都度又は守谷市長の申出がある場合において、連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第6条 常総市長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合は、直ちに当該条例等を守谷市長に通知するものとする。

2 守谷市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、当該通知を受けた条例等を公表しなければならない。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、常総市長と守谷市長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

2 守谷市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する常総市の条例等が守谷市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

議案	頁数
32号	2

提案理由（議案第32号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、内守谷工業団地の守谷市域における都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき常総市へ委託することを協議するため、同条第3項の規定により提案するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
32号	3

位置図

内守谷工業団地区域

縮尺 1:50,000

32号 4

